

第1回 大阪府住生活審議会耐震改修促進計画推進部会 議事録

■ 開催日時 令和4年9月12日(月) 15時～17時

■ 開催場所 大阪赤十字会館 302会議室

■ 出席者(敬称略・順不同)

(委員)	おおいし まさみ 大石 正美	NPO 法人「人・家・街安全支援機構」	専務理事
	こしやま けんじ 越山 健治	関西大学社会安全学部	教授
	こんどう たみよ 近藤 民代	神戸大学大学院工学研究科	准教授
	さわき まさのり 澤木 昌典	大阪大学大学院工学研究科	教授
	ひがさ やすお 樋笠 康男	株式会社長田建築事務所	代表取締役
	やまが ひさき 山鹿 久木	関西学院大学経済学部	教授

(事務局)	都市整備部 事業調整室 室長	森下 英仁
	都市整備部 事業調整室 都市防災課 課長	宮本 佳典
	都市整備部 事業調整室 都市防災課 課長補佐	小川 耕二
	都市整備部 事業調整室 都市防災課 課長補佐	川上 大輔

■ 会議次第

1 開 会

2 議 事

(1) 部会長代理の選出について

(2) 会議の公開について

(3) 「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」進捗状況

(4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく基本的な方針の改正への対応

3 その他

4 閉 会

1 開会

(1) 会議の成立を確認

- ・委員全員出席（6人中6人が出席）であることを確認。
- ・過半数の委員の出席により会議は有効に成立していることを確認。

(2) 挨拶

(3) 委員・専門委員の紹介

- ・部会長については、住生活審議会の会長より、澤木委員が指名されていることを説明。

2 議事

(1) 部会長代理の選出について

(部会長)

- ・部会の運営要領により、部会長代理を予め部会長が指名することになっている。越山委員にお願いしたいと思うが、いかがか。

— 全委員異議なし —

(2) 会議の公開について

(部会長)

- ・第2回目以降も含めて基本的には公開とし、非公開とするべき案件がある場合には、その都度、諮ることとしたいと思うがいかがか。

— 全委員異議なし —

(3) 「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」進捗状況

(部会長)

- ・議事(3)「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」進捗状況について、事務局から説明をお願いする。

(事務局)

- ・資料説明

(部会長)

- ・事務局の説明について、ご意見、ご質問をいただきたい。

(委員)

- ・病院の耐震化率が他に比べてかなり低いですが、阪神・淡路大震災以降、病院は学校などと同じように不特定多数が利用するため、早い時期から耐震診断や補強などに取り組んでいたように思う。費用面などの問題で病院の耐震化は進んでいないということか。
- ・私の経験では病院は設備の更新などもあるので、補強するか新築するかを比較した上で、新築を選ばれる場合がある。

(事務局)

- ・資料4の29ページに用途別の状況を示しているが、病院は業務を継続する必要があることから、なかなか耐震化が進んでいない状況。
- ・業務を継続するために非現地での建替えを選ぶ場合もあり、建替え等の具体的な耐震化の方針についてまだ示されていないところが多く、仮に耐震化の方針が決まっても今すぐではなく、長期的な計画となっている場合がある。
- ・資料4の28ページに病院では未診断の2棟を含め22棟で耐震性が不足しているが、アンケート等から状況を把握したところ、7棟で耐震化が未検討、15棟で耐震改修や建替えの意向がある。そのため特に未検討の7棟に対し、働きかけを強化していきたいと考えている。

(部会長)

- ・非現地での建替えを希望される場合は、代替地を見つけてそこで新築し、竣工後移転してから、現在の建物を取り壊すか、または別用途に使うなどだと思う。
- ・私の大学の附属病院も代替地がなかなか見つからないので何期かに分けて順番に建替えて撤去してと、転がしながら建替えを行っている。なおこの病院は、まだ比較的築年数が浅く耐震性もあるが、設備や広さ、動線面から現状では使い勝手が悪いということから、建替えを選択している。
- ・非現地建替えや移転を行政が支援するようなことが考えられると、インセンティブになるのかと思う。府では建替えの支援自体もなかなか難しいと聞いているが、検討いただければありがたい。

(事務局)

- ・大学病院が府営住宅の活用用地に移転する事例もあり、府営住宅の担当部署と協議したことはあるが、府営住宅の活用用地を病院に限るのはなかなか難しいと聞いている。ただ、ご意見のとおり非現地建替えは有効と考えているので、情報のネットワークは広げていきたい。

(部会長)

- ・特に民間病院についてぜひ検討をお願いしたい。私の家の近くの民間病院では老朽化に伴い別の敷地で新築移転し、従来の建物は老人保健施設に改修して活用している事例がある。そういったタイミングで耐震改修も実施するなど、うまく回転していくようなサイクルで支援できると良い。

(委員)

- ・他の都道府県の施策と大阪府の施策を比較、整理されていたが、今後、府として取り入れていくかなど、どのように検討していくのか。

(事務局)

- ・木造住宅については、旧の大阪府耐震改修促進計画である「住宅・建築物耐震 10 年戦略プラン」における最終 2 カ年で耐震化を加速させるため、平成 26、27 年度に改修の補助金を 30 万円増額して 70 万円、高齢者等への割り増しは 90 万円とした。現計画は令和 7 年までの目標となっており、残りの 2 カ年を加速させるため、30 万円でも補助金の上乗せを検討していきたいと考えている。
- ・大規模建築物については、現在のトレンドでおおむね解消の目標は達成できると見込んでおり、今年度創設予定の専門家派遣制度を活用しながら取り組んでいきたい。
- ・広域緊急交通路沿道の建物については、災害時に緊急交通路の道路啓開等を行っている都市整備部と統合されたこともあり、更なる上乗せ補助を検討していきたいと考えている。また東京都などで実施している建替えへの補助も非常に有効とも聞いているので併せて検討したい。

(委員)

- ・木造住宅については、東京都は固定資産税・都市計画税を全額免除など思い切った支援をしていて、除却の補助をしている自治体も多い。府としては実施していない施策を取り入れるというのではなく、効果がありそうなものを取り入れる必要がある。他の都道府県にヒアリングするなどにより、効果が出た支援を整理した方が良い。

(事務局)

- ・府は平成 27 年で除却の補助制度を終了しているが、府内の一部の市町村では制度を継続しており、実績が伸びている状況。市町村からは除却補助制度を復活してほしいという要望もあり、検討すべきと考えている。

(委員)

- ・旧耐震の木造住宅にお住まいの方は、70 歳代、80 歳代、あるいは 90 歳代前半になっていて、耐震改修をしたいが費用負担が難しいという方が多い。そのため木造住宅の補助額は 30 万円の上乗せではなく、他の都道府県の事例にあるように最低でも 100 万円以上の補助制度を検討してほしい。

(事務局)

- ・以前、講演会に来場されていた約 200 名の方に、改修工事費が 270 万円と想定してどれぐらいの補助があれば改修するのか挙手してもらったところ、100 万円という方が圧倒的に多かった。そういった状況は理解しているので、検討したいと思う。

(委員)

- ・コロナ禍の中、令和3年度もセミナーなど非常に多く実施していて、良かったと思う。
- ・目標達成に向けた今後の取組として、資料3の27ページに「省エネルギー施策等、様々な施策と連携し」と記載しているが、最近ではゼロエネルギー、「ZEH」など住宅に対する様々な取組に流行やトレンドがあると感じる。各家庭としては、異常気象や洪水、総合的な災害、また環境に対してなど、あれもこれもと住宅にお金はかけられないので、どれか一つというより耐震化も取り入れ、セミナーでの説明等総合的に取り組んでいければ良いと感じる。

(事務局)

- ・資料の「省エネルギー施策等」というのはZEHをイメージしており、国もZEHには地方負担なしで補助する施策を打ち出している。所有者へのインセンティブにもなるので、関係課との連携など検討していきたいと考えている。

(委員)

- ・住宅の耐震化率には居住がない住宅である空き家は含まれているのか。それとも居住しているストック数のみを対象としているのか。

(事務局)

- ・住宅の耐震化率に空き家は含んでおらず、居住している住宅のみを対象としている。

(委員)

- ・耐震化が進まない大阪特有の理由があるはずなので、大阪の居住特性や、耐震化していない住宅の居住者の特性を分析して対策をとることが必要となる。他自治体の施策のマネをするだけでは耐震化は進まない可能性がある。
- ・大阪で耐震化が進まないのは費用面だけの問題ではないのかもしれないが、経済的な理由が一番大きいということは間違いない。府は経済的な支援が少ないから耐震化も進まないという当たり前の結果が出ていると思う。
- ・国でも目標を5年先送りするなど耐震化は全国的に難しいのだから、更に経済的な理由が発生する理由を検証し、そこに対してお金のかからない施策を考えていかないと、耐震化は進まないと思う。
- ・また、大阪は他の都市と比べても居住環境がよくない住宅も多いので、除却と住替えをもっと促進していかないと耐震化できない住宅はなかなか解消しない。
- ・先ほども意見があったが、耐震化だけではなく、水害や台風、火災などもう少し広い防災とも合わせて除却や建替え、住替えなど居住環境が良い住宅に展開していくようにしたら良い。そういう意味では耐震化の施策として、住替え補助や家賃補助とを組み合わせるなど、大阪の居住特性や住宅特性に合わせた策を考えていく必要がある。

(事務局)

- ・確かに単純に補助額が高いから耐震化が進むということでもなく、大阪の特性を分析して取り組む必要があると考えている。
- ・その一つとして資料4の13ページに記載している、「売買の機会や、代替わりの機会を捉えるなど、既存住宅の流通に合わせた耐震化と、リフォームに合わせた耐震化の取組」を考えている。先ほども話があったが、大阪でも高齢化が進んでおり、その人たちに働きかけるだけではなく、住宅が売りに出ている機会や、宅建業界や不動産業界、市町村の固定資産税部局等と連携して代替わりのタイミングなどを備えて耐震化を働きかけることも検討していきたい。
- ・住替え補助や家賃補助は現時点では厳しいが、視野には入れて進めていきたい。

(部会長)

- ・代替わりの機会を捉えるということで思い出したが、私の研究室で、尼崎市や大阪府都市整備推進センターなどでやっている隣地統合の事業を研究している学生がいる。空き地・空き家の対策となるが、代替わりする世代に対して事前に「こういう制度がある」ということを伝えておくと、相続後、計画的に制度を活用することがあるようで、代替わりする世代に事前に伝えるということは大事かと思う。
- ・耐震改修するより除却して更新するという時代になっていくと思うので、老朽化した木造建物は除却や移転の支援をする方が有効だという考えはある。古い町並みが残っている重要伝統的建造物群保存地区にある建物などはきちんと改修して残していくべきだが、特に戦後のスプロールでつくられた密集市街地のようなところは、地区の居住環境改善や市街地の防災力を高める施策とタイアップして、市街地の更新をしていくのが良いと思う。
- ・固定資産税と都市計画税は市町村が徴収するが、東京都特別区では都が徴収しているため免除がしやすいということだが、大阪府内でも木造の耐震性の満たない住宅が多く集積している市町村などに制度を紹介して、検討していけばどうか。
- ・広域緊急交通路沿道建築物の耐震化が課題であるが、有効な手立てとしての新しいメニューは建替えについても補助するあたりか。

(事務局)

- ・広域緊急交通路沿道建築物の耐震化を進めていくために検討しているものとして、一つは建替えについての補助を新たに加えること。もう一つとして、耐震改修はIs値0.6以上とすることが基本になるが、0.6まで改修するには費用がかかるとの理由で耐震化していない所有者に対しては、倒壊を少しでも防ぐという意味で0.3未満のものを0.3以上に改修し、その後0.6以上に改修する段階的な耐震改修も対象にできれば少しでも耐震化が進むのではないかと考えている。

(部会長)

- ・着手しやすいという点では段階的な耐震改修は良いと思うが、段階的に行うということで中途半端な改修で終わり、耐震性が満たないものがたくさん残るといったようにならないように留意してほしい。長期的な改修の中で、「段階的に、まずここをしてください」というような進め方をしてもらえればと思う。

(事務局)

- ・所有者の方へ丁寧に説明し、そこで終わりではなく、その先もあるということを理解いただくよう周知していきたい。

(部会長)

- ・広域緊急交通路沿道建築物に記載している「重点環状 Line」は、どこを指すのか。

(事務局)

- ・資料 4 の 47 ページの赤線が「重点環状 Line」で、特に大きな被害が想定される区域を包囲して、広域防災拠点や後方支援活動拠点と接する路線である。

(部会長)

- ・重点環状 Line のうち、東側の中央環状線は耐震性不足棟数も少ないので、西側の国道 423 号、大阪和泉南線あたりが耐震性不足棟数も多く課題というところか。

(事務局)

- ・その通り。

(委員)

- ・よりリスクが大きそうなターゲットを重点ターゲットとして定めることが肝要かと思う。分譲マンションは「古いマンションから」というキーワードが記載されているが、さらに建替えだと必要な要件となる「容積率が積みそうな」マンションを重点ターゲットに加えてもよいのではないか。
- ・木造住宅は重点ターゲットを定めているのか。耐震性が不足している住宅は 45 万戸あるが、昨年度の個別訪問の件数が 6,400 戸と限定的で、限界があるのは当たり前。より効果が出そうなところに注力していくという戦略も必要だと思う。

(事務局)

- ・木造住宅の重点化は、具体的にどこまでというのはなかなか難しいが、平成 23 年度に制度創設したまちまるごと耐震化支援事業は、信頼できる事業者を登録して、自治会単位でまとまって耐震化をすすめる事業。今は個別訪問が有効だということで、まちまるごと耐震化支援事業に登録している事業者と連携して個別訪問等を行っているところだが、今一度原点に立ち返って市に働きかけ、自治会単位でまとまって耐震化に取り組んでいければと思っている。

(委員)

- ・木造住宅の連棟長屋や、三軒長屋、四軒長屋などそれぞれ所有者が違う住宅はなかなか耐震化が進んでいない。大規模建築物で、アドバイザー派遣制度を創設することだが、木造住宅でそういう人たちに対してのアドバイザー派遣制度はないのか。

(事務局)

- ・アドバイザー派遣制度は、平成23年ごろまで建築士会に所属する建築士などにアドバイザーになっていただく制度があったが、現状は廃止している。

(委員)

- ・例えば四軒長屋であれば、うち2軒は耐震改修をしたいが他の2軒の所有者がどこにいるのかが分からないため耐震改修が進んでいないという家も結構ある。そのような場合、建築士たちが勝手に4軒それぞれマネジメントするのは厳しいので、アドバイザー派遣制度を検討してもらいたい。

(事務局)

- ・都市防災課で密集事業も所管しているが、密集事業でも同じような問題が起きており、寝屋川市では専門家派遣制度がある。所有者に対して丁寧に対応していくというのは重要だと思うので、検討していきたい。

(委員)

- ・裁判所の調停などでも、四軒長屋のうち3軒は既に出でいかれ、1軒だけが「歳も歳なのでここで死なせてくれ」と言って、大家さんは退去してもらいたいものの残られているケースがあり、そういった立ち退きなど説明してもらえる制度はないのか。

(事務局)

- ・今のところそういった制度はない。

(委員)

- ・一般の方への立ち退きなどの説明はなかなか難しい。今後、建築士に限らず、生活相談を受けることができる方が相談にのってあげられればと思っている。

(委員)

- ・分譲マンションは土地と建物の所有形態がだいたい分かるが、耐震性が不足している木造戸建住宅は、土地と住宅を所有しているのか、借地で住宅を所有しているのか、もしくは借地・借家なのか、という分類はできているのか。神戸ではそれが非常にシビアに被害の度合いにも現れ、その後の再建にもすごく影響があったが、大阪ではどのタイプの割合が一番多いのか。

- ・耐震化の話は建物にだけ着目してしまっているが、土地と建物を所有して住んでいる場合は、どちらかというとな建物より土地に価値があるのが大阪の特徴だと思うので、土地の所有との関係から建物の耐震性を考える必要がある。土地・建物を所有しており耐震化するにはお金がないと言っている方は、土地との関係から耐震化できないかなどいろいろ考えられることがある。

(事務局)

- ・委員ご指摘の土地と建物の所有関係は、これまで木造住宅の耐震化を進める上では意識していなかった。密集事業は所有関係が重要なので、相続や、AB・ABCなど権利関係がいろいろ複雑なものが非常に多いというのは分かっているが、密集地域以外ではまだそこまで把握できていないので、ご意見を参考に検討したい。

(委員)

- ・築70年や築60年以上の耐震性の不足している住宅が問題であると「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」にも記載しているが、その古い住宅のおそらく半分くらいが伝統工法だと思う。伝統工法の家は一般的な耐震化を啓蒙啓発しても、なかなか耐震化してもらうことが厳しいので、もう一度その点を検討いただきたい。

(事務局)

- ・伝統工法の住宅は、通常の一般診断ではなく限界耐力計算でやるよう旧の大阪府耐震改修促進計画から位置づけている。現在も限界耐力計算の講習会を開催しており、もっと業者の方々へ普及していきたい。

(委員)

- ・耐震診断の費用は一般的な家は5万5千円だが、伝統工法の家だと限界耐力計算で耐震診断すると50万円ぐらいはかかってしまう。伝統工法の家耐震診断のハードルが高すぎるので、補助を少し上乗せするなどを考えていただきたい。

(事務局)

- ・「はい」としか、私どもも言いようがない。

(部会長)

- ・ご意見として承っていただくということをお願いする。

(4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく基本的な方針の改正への対応

(部会長)

- ・議事(4)建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく基本的な方針の改正への対応について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ・資料説明

(部会長)

- ・事務局の説明について、ご意見、ご質問をいただきたい。

(部会長)

- ・専門的な知識が高くない自治会や教育関係部局と連携してブロック塀等の実態把握をしているとのことだが、同一の基準で把握できているのか。
- ・ブロック塀の外見的な長さや高さなどは把握しやすいと思うが、鉄筋が適切に配置され耐震性があるのかといった目に見えないところの把握は難しいのではないのか。
- ・大阪府北部を震源とする地震後の各市町村の実態調査もそれぞれ基準がばらばらだった可能性もあるので、実態調査というものを今後の方針として着実に行うのであれば、本当にきちんとできるような技術的な検討なども必要ではないのか。

(事務局)

- ・大阪府北部を震源とする地震後に教育関係部局と連携してブロック塀等の実態把握については、ある程度統一された基準に基づき実施していると考えている。今後、実際に進めていくにあたって、確認等はしていきたい。
- ・ブロック塀等の点検については、各家庭で確認できるよう府で配布しているリーフレットの裏面に「点検リスト」を記載しており、高さや壁の厚さ等について示している。ただし鉄筋が適切に配置されているかなど、家庭では確認しがたい点もある。

(部会長)

- ・見えないところは確認できないし、「ぐらつきがないか」の確認は触ってぐらついた結果、事故が起きたら大変な感じもするが、チェックポイントは示しているということか。

(委員)

- ・ブロック塀等の耐震化は住宅の耐震化とよく似ており、危ないと分かったとしても、直したくても直せないということが多いと思うので、それに対しどのような施策をするのかだと思う。
- ・ブロック塀等の診断をすること自体はそれほど難しくもないと思うので、お金はかかるが行政が全部やるということも考えられる。また、(各市町村が)ブロック塀等の耐震診断を義務付けすることも考えられるが、そうすることによってブロック塀等の耐震化が進むかという変わらないと思う。

- ・ブロック塀等が住宅の耐震化と違うのは、道路に対して危険を及ぼした場合、その責任を個人が負うのか公共が負うのかだと思う。個人に責任を全部追わせると多大な賠償となるが、震度7の地震があった場合、天災だからブロック塀等の耐震性があってもなくても個人は責任を取らなくてよいという事例が出ており、個人で耐震化する必要性はほぼなくなってしまう。
- ・そうすると道路に面しているブロック塀の安全は誰が保障するのか、誰が責任を持つのかとなるが、公共側が「それは個人のものだから個人の責任ですよ」と言うのと、たぶんこの問題はずっと解消しないと思う。ブロック塀等の耐震化は1970年代からあった問題だが、そこからずっと地震のたびに言われていて、いまだに解消せずにいる。
- ・通学路等のブロック塀等の耐震診断の義務付けをあきらめましたと資料には書いているが、大阪府が通学路の安全に関して、公共側が徹底的にやります、そのため診断義務化する姿勢を見せるのはあり得る気がする。
- ・実際に高槻市からもブロック塀等の耐震化はなかなか進まないと聞いている。どういう施策をするのかは少し工夫がいると思うが、よほど大きな公共からの力が入らないとなかなか難しい。

(事務局)

- ・まずは公共が頑張るところとしては、ブロック塀の所有は個人になるので、インセンティブとしてまずは補助制度を立ち上げることだと思っている。
- ・またブロック塀が設置されないよう、例えば地区計画や建築協定を仕掛けていくことを思っているが、府が「やるぞ」と言っても、市町村がついてきてくれないとできないので、ご意見も参考にしながら実際にどうやって動いていくのかを市町村と協議していきたいと思う。
- ・大阪府北部を震源とする地震の後、各市町村におけるブロック塀等の取組については温度差がかなり出てきているので、府としてはまずは同じ意識レベルまで市町村を引っ張り上げないといけないと思っている。

(委員)

- ・自治会や教育関係部局と連携してブロック塀を把握していくのは「ああ、いいな。地域コミュニティは結構情報を持っているし。」と思っていたが、安易に協力を求めると、「あそこのブロック塀は危ないらしい」というのが分かった後、そのまま放置しておく、風評被害以外の何物でもなくなってしまうので、その情報を得た後の取組の方針を決めた上で、協力を得る必要があると思う。
- ・そこで「通学路」という切り口をうまく使えばと思う。集団登校するとき車が入り込む箇所にはガードレールを設置したほうが良いということと同じで、総合的に通学路の安全ということを考えるとガードレールは公共が設置するように、ブロック塀等の耐震化も「通学路」であれば、民間設置のブロック塀等であっても公共が入っていけるのではないかなという気がする。

- ・台風で、私の家の前にある古いきれいな家の塀が全部倒れたが、その家は空き家だった。住んでいない家はメンテナンスされていないので、そういう安全性から入り込んでいくというのものもあるかなと思う。

(事務局)

- ・空き家は建物も危険だがその周りのブロック塀等も非常に危険だと思うので、府としても早急に対策しないといけないと思っている。今すぐの総合的な安全対策はなかなか思い浮かばないが、関係機関と調整してどういったことができるのか考えていきたい。
- ・耐震部署としては先ほど申し上げたようなインセンティブを使って、危険性を周知したり、耐震診断して改修することを働きかけていくのが一番だが、別の切り口も探していければと思う。
- ・今年度から都市基盤施設を抱える部署も一緒になり、同じ都市整備部で通学路の安全対策も行っているところ。通学路の安全対策はガードレールの設置やグリーンベルトを引くことなどがあるが、通学路に指定されている道路は二車線道路の狭い道路も多く、市町村でもそういう狭い道路にどのようにガードレールを設置していくかが課題となっている。ガードレールを設置すると、ただでさえ歩道の幅員があまりないところがさらに狭くなってしまうため、苦肉の策として道路横の水路に蓋掛けするなどの対応をしているところ。せっかく部署も一緒になったので、今後どういった形で通学路の安全対策と耐震をタイアップしていけるかを検討したいと思う。

(委員)

- ・危険なブロック塀等の除却補助は一旦終了したということだが、まだまだ個人宅で除却が必要なブロック塀はあると思うし、実際に市民からも補助を希望する声もあるので、補助制度を延長してもらいたい。

(事務局)

- ・危険なブロック塀等の除却補助制度については令和4年度時点では20市町で補助制度があり、市町からも復活してほしいという声は聞いている。
- ・しかし一旦廃止した制度をそのまま復活はできないので、府内市町村と協議しながら対象を通学路に絞るなど、もう一度改めて制度の立ち上げを考えていきたいと思う。

(部会長)

- ・補助制度を立ち上げる際の当初の見込み件数が甘かったのではないかと感じており、同じ制度を2、3年間延長するだけでも実効性はあると思うがいかがか。

(事務局)

- ・大阪府のブロック塀等の除却補助は、大阪府北部を震源とする地震が起きたときに危険なブロック塀等がどれだけあるのかを全市町村から聞いた数字をもとにしていたので、府としては件数が超えれば「終わった」ということになってしまう。

- ・ただし実態は市町村からも聞いていたので、実態の件数が見込み件数を超えても予算要求していく理屈を昨年度に部内で議論したが、我々の力不足で申し訳なかったが、なかなか厳しいということで一旦終了となったところ。

(部会長)

- ・実態はそうなのかもしれないが、府庁の外から見ると府庁の努力が足りないと言えない。これだけ多く補助制度が利用されていて良い制度だったと思う。若干補助件数が減ってきているということはある収束点に向かっていっているということだが、まだまだブロック塀等もたくさん残っているので、しっかりと庁内関係者を説得してというところがまず切り口なのではという気がする。
- ・耐震改修促進計画で路線指定してしまうとブロック塀だけでなく建物も診断義務付けとなり、所有者への負担を課すことがネックになるということだが、国の法律に準拠しているのかどういう事情なのかを教えてもらいたい。

(事務局)

- ・国にも確認したところ、路線を指定すると建物とブロック塀等は必ず耐震診断の義務付けをしなければならないとのことだった。
ただし耐震診断結果の報告期限については建物とブロック塀等を同じ期限で定める必要はなく、別の期限を設定してもよいとのことだった。

(部会長)

- ・将来的にはブロック塀だけでなく建物も義務化しなければならないが、段階的にまずはブロック塀の診断義務付けだけを実施するというやり方もあるということか。杓子定規にここで終わりにせず、ちゃんとつながっていくようにするなど、フロンティアであってほしいという気がする。
- ・義務付けはすぐには難しいと思うので、義務付けを意識し、段階的にブロック塀から診断義務付けを行い、その後に建物にも繋がるようなストーリーを描けばどうか。診断義務付けは行わないという結論より、もう少し含みのある方向にいかないものかと部会長としては思う。

(事務局)

- ・確かにご指摘のとおりであるが、市町村の意見などを聞きながら反映しているところもある。府も通学路等のブロック塀等の安全対策はやっていかないといけないと考えているので市町村と調整していく。

(部会長)

- ・診断義務付けに向けてとなると難しいかもしれないので診断義務付けを検討するための検討というか、比較的意欲的な、例えば高槻市などとモデル事業的にこういう路線を設定して、建物は後の段階で動かすけれども、まずブロック塀から義務付けることが本当に可能かどうかを、何か試験路線のようなものを定めてアプローチしてみるなど、少し前向きのベクトルを持ってほしい。

(事務局)

- ・その辺も踏まえて調整していく。

(委員)

- ・広域緊急交通路沿道 CB 塀等については、個人と、個人を除く民間、公共とで仕分けしていたと思うが、たぶん個人のブロック塀へのアプローチが一番難しいと思う。公共はほぼ 100%撤去したと聞いているので、残るは民間で、民間事業所が所有しているブロック塀等は、どちらかというとな義務化もしやすくアプローチしやすいと思う。だから全部が全部、義務化が難しいとするのではなく、できるものもあると思う。
- ・そういう意味では、義務化は全てあきらめますというのではなく、診断できる若しくはすべきものに関しては義務化するというアプローチもあるのかと思う。
- ・一番難しいのは、個人の敷地にある個人の持ち物に対して診断を義務化していくことで、それが難しいから義務化はしないと記載しているのだと思うが、そうではないのもたくさんある。
- ・例えば公共のブロック塀等の義務化は全部しますと言ってもいけると思う。

(事務局)

- ・委員ご指摘のとおり、我々は「通学路」という単語だけでなかなか難しいと考えていたところはあったが、話を聞いていて、通学路でも例えば地域の児童がどれだけ通るか、学校から半径どれだけ以内かなどを決めて義務付けることはありえると思うので、そういったところを含めて検討していきたいと思う。

(部会長)

- ・スクールゾーンなどだけを重点的にやるとかか。
- ・今後のこの取組については委員のご意見も踏まえながら、少し前向きな方向で検討を進めてもらえたらと思うのでよろしく願います。

3 その他

(部会長)

- ・各委員から、今日の議事以外も含めて、何か意見があればお願いしたい。
- ・ご意見がないようであれば、議事は以上とさせていただきます。
- ・本日の意見を参考に、引き続き大阪府のほうで、各施策に取り組んでいくようお願いする。

4 閉会

(事務局)

- ・いただいたご意見を参考に、各施策に取り組んでまいります。